

平成28年度  
第3回 個人住民税検討会資料

Orchestrating a brighter world **NEC**

# マイナンバー制度開始に伴う 企業業務の改善提言

～企業の個人住民税納税手続きの実状と課題～

2016年10月27日 日本電気株式会社

# はじめに

マイナンバー制度開始で行政側事務の効率化は確実に進んでいます。

一方、社員・家族のマイナンバー収集、改正個人情報保護法による書類保管や情報システム改修等、企業の負担は高まっています。

ここに企業の負荷軽減をご理解頂き、現場ヒアリングから得た“マイナンバー制度で可能となる企業共通の業務改善提言”を示します。

本提言は、納税事務に関する社会コストの削減に繋がるばかりでなく、異なる組織間の情報交換の精度向上に資すると考えます。

関係者皆様のご理解賜りたくお願い申し上げます。

# 企業が従業員に代わって実施している手続き

---

## 1. 源泉所得税の算定と納付

本資料の  
対象業務

## 2. 住民税特別徴収税の納付

## 3. 社会保険の手続きと保険料納付

# 個人住民税 特別徴収事務 現状の流れと高負荷業務

# 企業の人事・給与業務 年間スケジュール（全体像）

- ◆ 法律に基づく企業共通の人事・給与業務の年間スケジュールを記しました。
- ◆ 最も複雑で繁忙を極めるのは**納税事務**であり、当該業務の運用改善は企業共通の課題です。

実施月 業務区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
<b>非定型業務</b>	<b>①納税事務対応 (法改正対策)</b> ➢ 新入社員の 各種資格取得届 健康保険・厚生年金 ／雇用保険への 新規加入手続き	<b>④住民税の特別 徴収税額通知</b> 送付先市区町村から個別 に郵送されてくる個人用と 一覧表の2種類 ※社員個人へ手渡し (休業者等へは郵送)	➢ 労働保険料 の年度更新 (6/1～7/10) ➢ 被保険者 賞与支払届 (賞与支払月)	➢ 標準報酬月額 の定時決定 (算定基礎届) ➢ 賞与分の源泉所得 税の納税 ➢ 賞与分の社会保 険料の納税	<b>①年末調整準備 (来年度分準備に 着手)</b>	
<b>定型業務</b>	★毎月実施★ ➢ 前月分の源泉所得税・住民税納付（10日迄）／前月分の健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料納付（月末迄）					

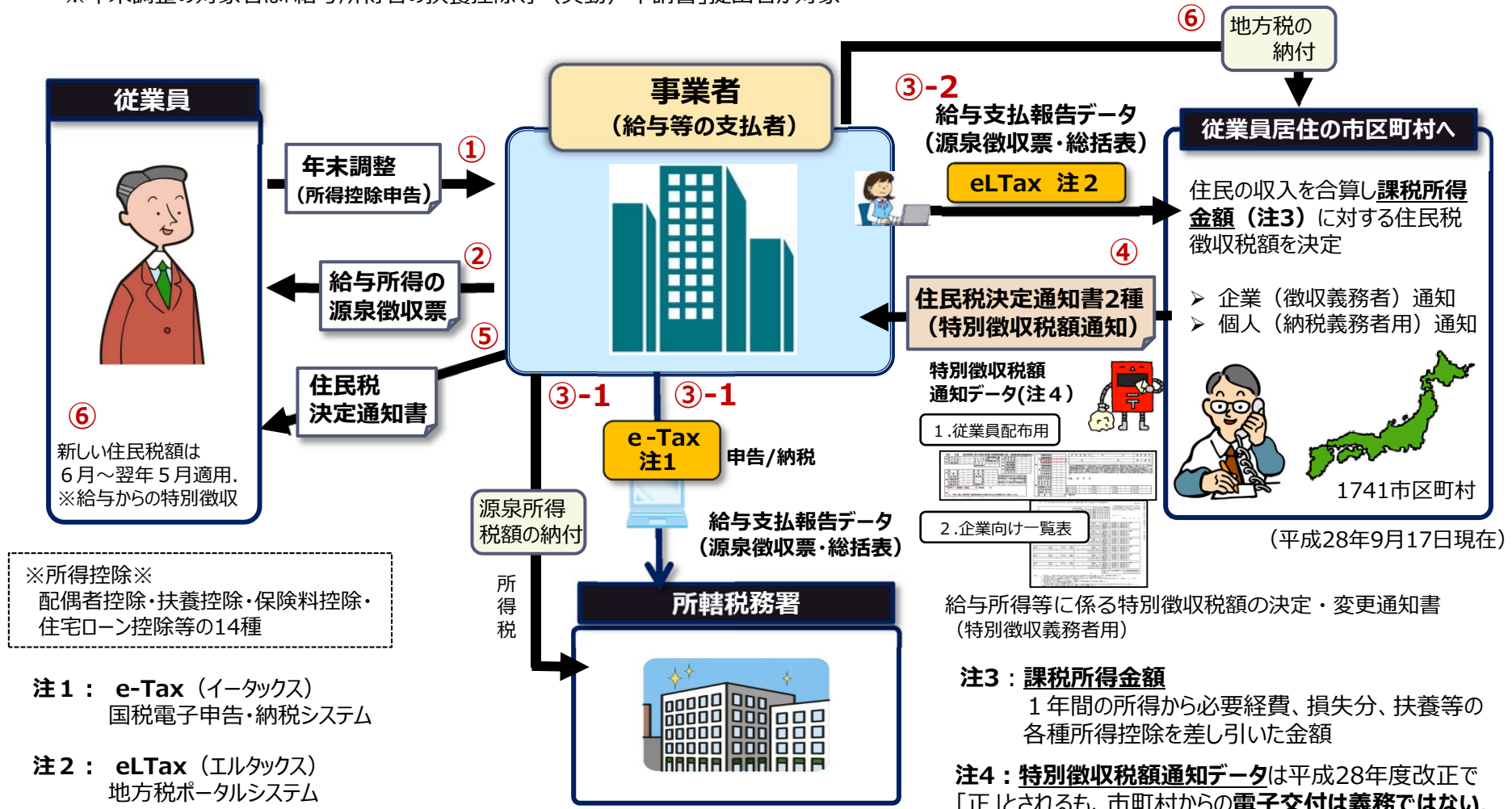
住民税納税手続き

実施月 業務区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>非定型業務</b>	算定基礎届で改定された 社会保険料徴収額変更  (9月分から変更保険料 適用：翌月徴収)	<b>①年末調整開始 (年間給与額/控除申 告/税額算定他)</b> ➢ 被保険者賞与支払 届（賞与支払月）	<b>①年末調整後の源泉所得 税の処理</b> <b>②源泉徴収票</b> （所轄税務署へ） <b>③給与支払報告書</b> （1/1の住所 地市区町村へ） ★年末調整の精算税額納 税（1/10） ※年末調整の再計算（申 告訂正再計算） ★源泉徴収票・給与支払 報告書を31日迄に提出		<b>年末調整 業務</b>	
<b>定型業務</b>	★毎月実施★ ➢ 前月分の源泉所得税・住民税納付（10日迄）／前月分の健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料納付（月末迄）					

# 企業の納税事務 手続きフロー（①～⑥の順）

- ◆ 企業は給与支払い実施者として年末調整（源泉徴収額と実税額との調整作業）の実務を担っている。
- ◆ 企業が年末調整分を控除・加算して源泉所得税額を算定し、源泉徴収票（給与支払報告書）を、税務署と従業員の居住する市区町村へ提出・納税する。

※年末調整の対象者は「給与所得者の扶養控除等（異動）申請書」提出者が対象



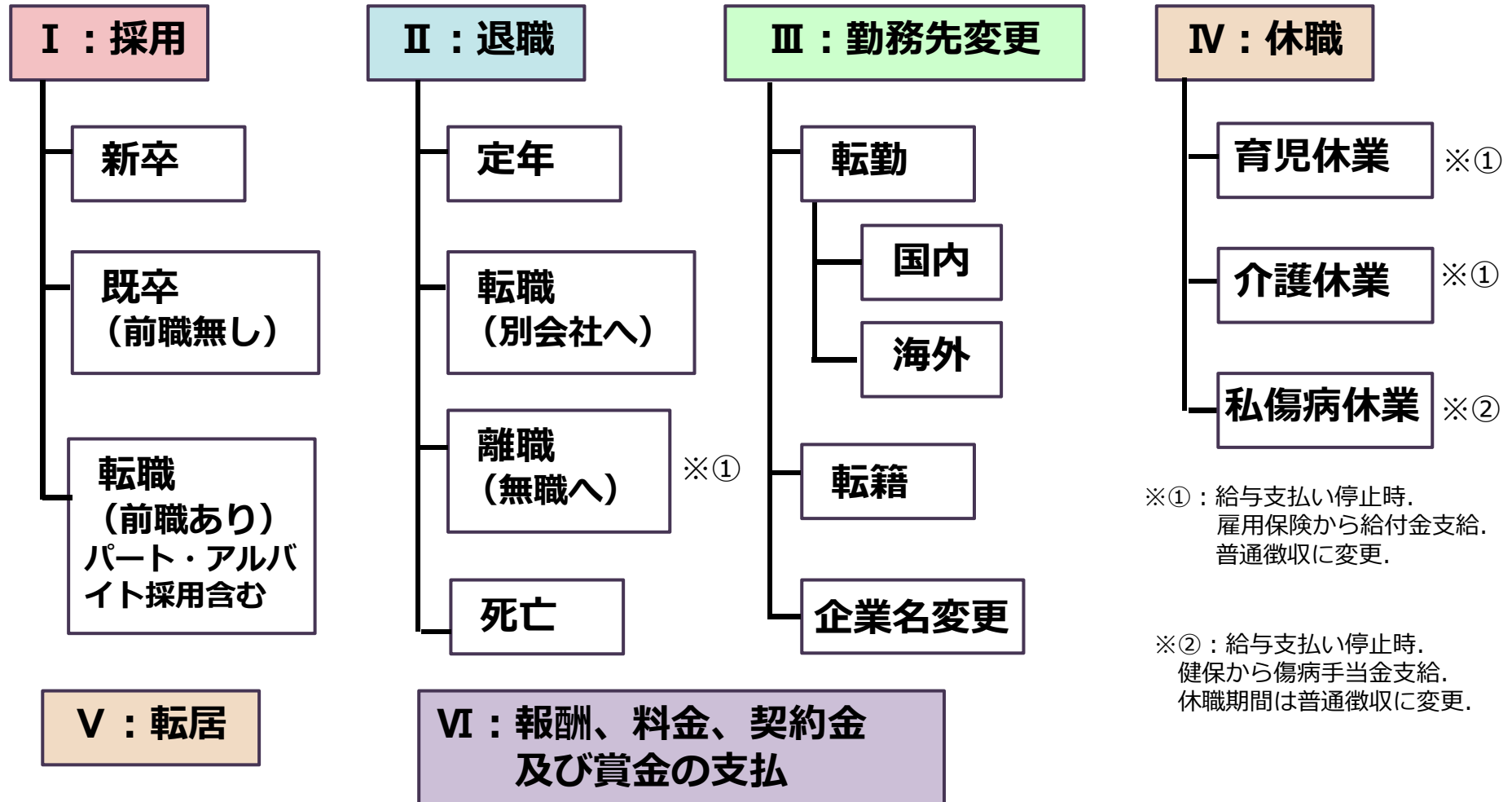
※所得控除※  
配偶者控除・扶養控除・保険料控除・住宅ローン控除等の14種

注1: e-Tax (イータックス)  
国税電子申告・納税システム

注2: eLTax (エルタックス)  
地方税ポータルシステム

# 高負荷業務（その2）：従業員の異動に伴う手続きⅠ～Ⅵ

給与支払いの開始や停止等に伴い、企業から市区町村への申請手続きが都度発生。期間の定めのある雇用契約や中途採用・転籍等の人材流動化でも企業事務は年々増加。



# 納税業務改善提言

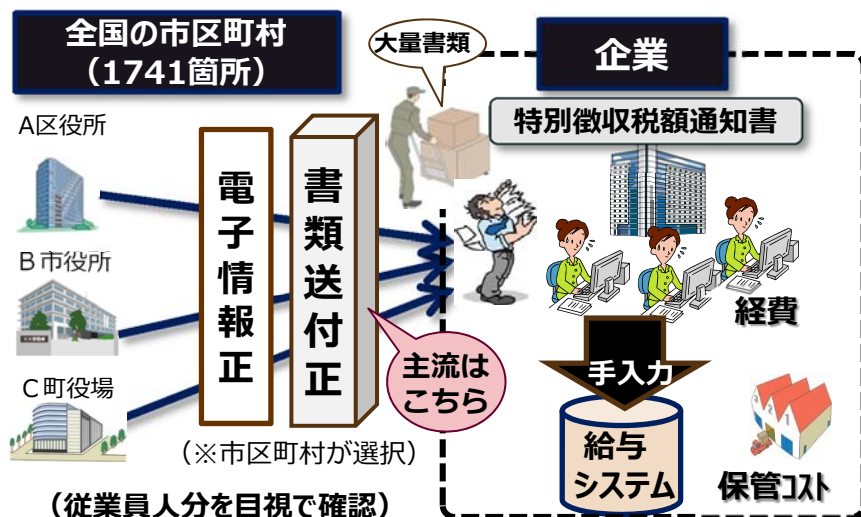
～住民税決定通知の受領手続きを中心に～



# 提言① 全市区町村から特別徴収税額通知の電子化送付希望

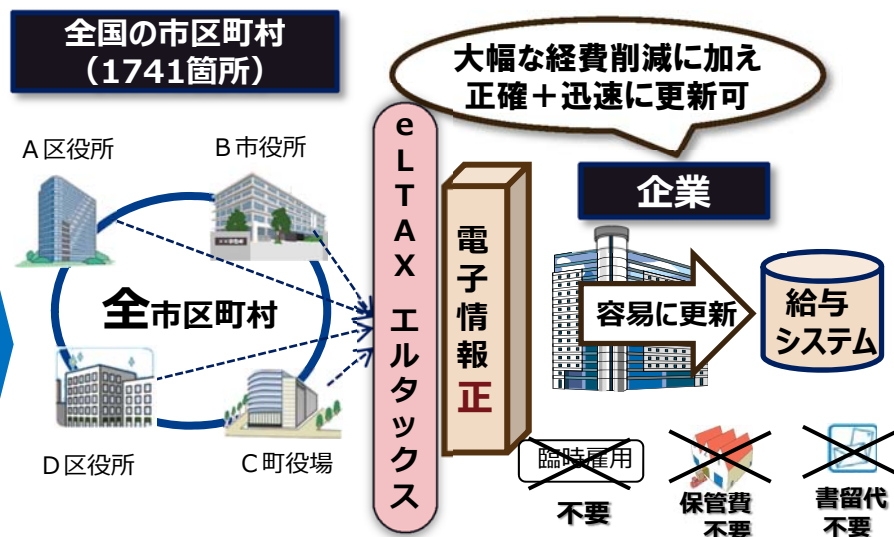
- 電子データの提供環境整備を策定し、希望企業に全自治体から税額通知を電子送付頂きたい

## 現状課題



- 市区町村交付の「特別徴収税決定通知」は、H28年度税制改正で電子情報「正」となった
- 自治体送付は書類が主流のため企業コスト(臨時雇用+開封+確認+手入力)変わらず
- 自治体からの送付帳票へのマイナンバー記載で安全管理措置(保管+郵送他)コスト増

## 期待される効果



- 「特別徴収税決定通知」を全ての市区町村から電子交付付されれば正確で迅速に更新可能
- 安全管理措置コスト(人件費+保管費+関連経費)を大削に削減
- 個人向け通知書交付事務の効率化

# 【ご参考】多様化する住民税決定通知（個人用）

## 現状課題

- ◆ 提供形式（封書の大きさ、封入方法、帳票サイズ）は自治体独自であり、受領企業は仕分け+開封+受領確認等が一大事。
- ◆ 企業の給与担当者は氏名確認+配布作業に膨大な工数と経費発生。
- ◆ 自治体によって企業送付日も異なるため、給与担当者は短期間での台帳と受領書類の不一致の確認に疲弊。  
（6月分給与から税控除と従業員への通知が必要なため、全企業の給与担当者は短期間での処理に疲労困憊）
- ◆ 総務省通達（※）により個人情報保護シール添付自治体はさらに拡大が予想され、書類形式もさらに多様化へ。

（※）個人住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の記載内容に係る秘匿措置の促進（平成28年10月14日）  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107977.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107977.html)

## ＜納税義務者（従業員）へ企業経由で自治体から交付される通知書の一例＞

## シーリング型

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額決定(変更)通知書(納税義務者用)  
 <個人情報保護シール>  
 このシールは、必ずご本人がはがし、内容をご確認ください。  
 ※シールは一度はがすと、再度貼れません。

## シール貼付け型

6月分	5,850.00	7月分	5,850.00	8月分	5,850.00	9月分	5,850.00	10月分	5,850.00	11月分	5,850.00	12月分	5,850.00
-----	----------	-----	----------	-----	----------	-----	----------	------	----------	------	----------	------	----------

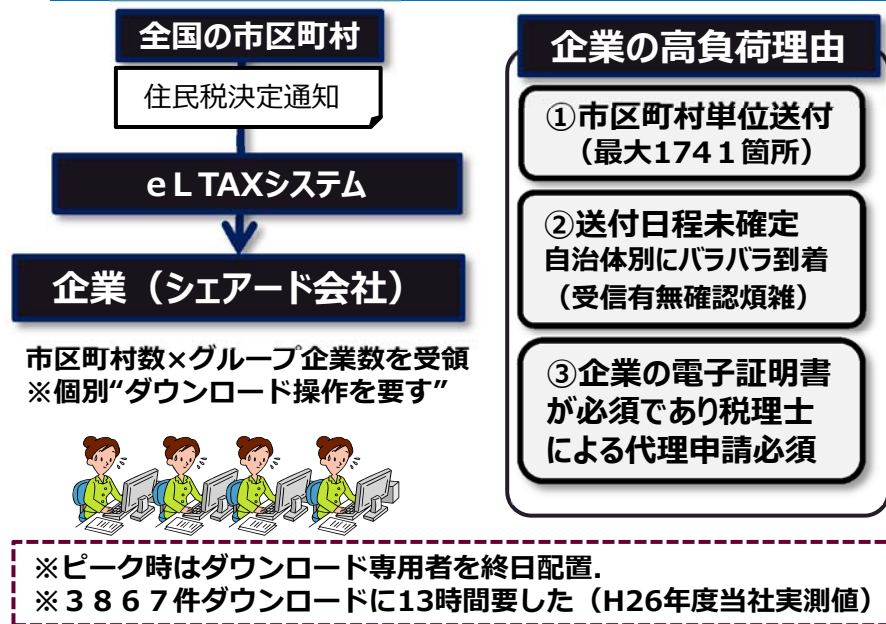
- ・企業の給与担当者経由での交付より、自治体からの直接交付の方が合理的。（時間的短縮/人材流動化対応）
- ・源泉徴収票の従業員への電子化交付は許可済。

**希望企業への電子的提供、または住民への直接交付を希望します**

# 提言② 運用実態に沿った電子申請改善で利用率向上へ

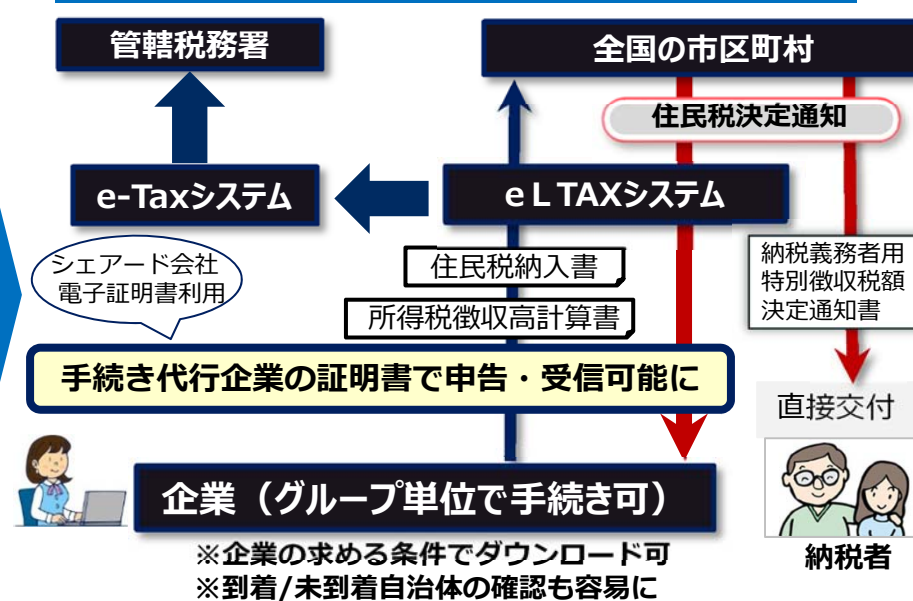
## ● 人事・給与業務のシェアードサービスにも適応できるようにグループ単位での電子申請手続きを認めて頂きたい

### 現状課題(住民税の場合)



- 市区町村別、かつ企業別に日程も不定で送付されてくるため、税額通知受領事務が煩雑 (企業も送信記録台帳と照合)
- シェアードサービス会社による運用実状にそぐわない

### 期待される効果

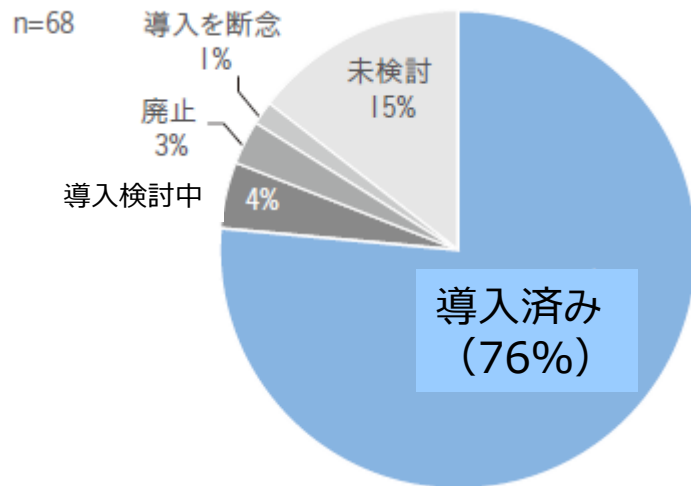


- 業務委託の事前申請をした場合、シェアード会社の電子証明書で電子申告を可能として頂きたい。
- 納税義務者用特別住民税決定通知は、市区町村から納税者個人へ直接交付して頂きたい (プライバシー配慮/通知時間短縮/人材流動化対応)

# 【ご参考】国内大手企業のシェアードサービス利用状況

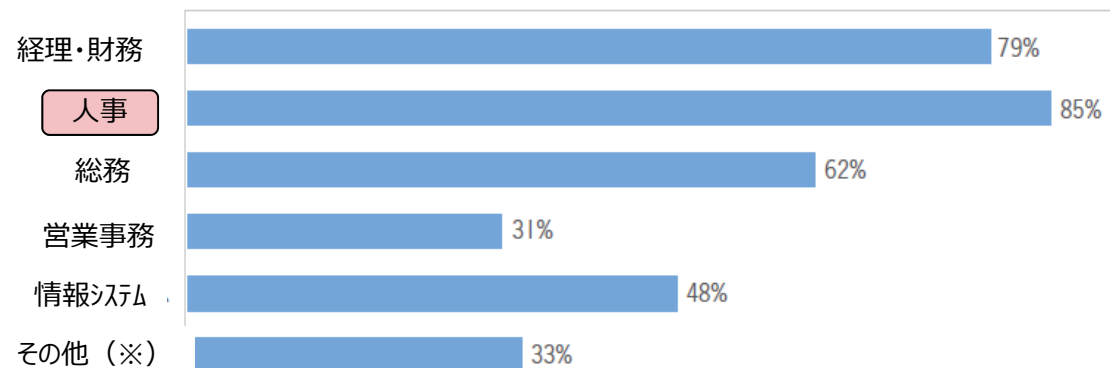
- ◆ シェアードサービスは、企業グループ内の経理・事総務等の間接業務の処理を1社に集約する手法です。
- ◆ 業務集約で人件費等のコスト削減と業務品質の向上効果が期待できます。
- ◆ シェアードサービスは大手企業の多くが導入済みであり、**導入率が高いのは人事業務の給与・社会保障です。**
- ◆ グループ連結経営の増加やコア事業の強化、ネットワーク技術の進化で更なる利用増が見込まれています。

シェアードサービス導入状況



シェアードサービス導入業務

下記の人事業務の内訳は、給与・賞与計算（93%）、社会保険（86%）、福利厚生（77%）の順に多い。



※その他：消費者対応、コールセンター、技術、研究支援、購買、広報、保険、人材派遣

出典：アビームコンサルティング株式会社「日本型シェアードサービスの再生と進化」調査レポート（2012）

シェアードサービスを導入している連結売上高1,000億円以上または従業員数2,000人以上の東証一部上場企業を中心とする本社経営企画担当責任者、シェアードサービス主管部門責任者、シェアードサービス担当責任者を対象にアンケート調査とインタビュー調査を実施した結果。  
<http://jp.abeam.com/collaterals/pdf/RR077.pdf>

# まとめ

- 1. 希望企業に対しては、特別徴収税額通知の全自治体からの電子化送付をお願いしたい。**
- 2. シェアードサービスにも対応できるように、グループ企業単位での電子手続きを認めて頂きたい。**
  - ・ e L T A X 経由での納税申告を可能として頂きたい。**
  - ・ 納税義務者用特別徴収税額決定通知書は市町村から納税者個人へ直接交付して頂きたい。**
- 3. 住民税の現年課税を実現して頂きたい。**

\Orchestrating a brighter world

**NEC**